

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：25502

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530065

研究課題名(和文) グローバル経済下の年金制度のパラダイムシフトとその影響に関する日独比較研究

研究課題名(英文) German-Japanese Comparative Research on the Paradigm Shift of the Pension Scheme in the Global Economy and its Influence

研究代表者

田中 耕太郎 (TANAKA, Kotaro)

山口県立大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：40275433

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円、(間接経費) 660,000円

研究成果の概要(和文)：1990年の再統一後のドイツにおける主要な年金改革の苦闘の歩みと、その到達点としての保険料負担主導のパラダイムへの転換の内容について明らかにするとともに、その背景となる少子高齢化、グローバル経済下での経済・雇用情勢の悪化、国際競争が激化する中での企業の社会保険料負担の重荷などの諸要因について、日本との比較を交えつつ、実証的に考察を行った。
さらに、新たな年金制度のパラダイムの下で、保険料率上昇の抑制と給付水準低下の補完措置として、年金財政への公費投入の拡大、企業年金・私的年金の促進、低年金者への公費給付制度の拡充、支給開始年齢の引き上げの各施策について比較分析を行った。

研究成果の概要(英文)：Tracing the struggle of major pension reforms in united Germany after 1990, the paradigm shift of the pension scheme from benefit-led to contribution-led was clarified. And the background of this change, such as low birth rate and the rapid aging of the population, worsening economic and labor market situation, heavy burden of the enterprises through growing social insurance contributions under the global competition, was compared with the situation in Japan and examined empirically. Furthermore, under the new pension paradigm, as the contribution rate is limited to the ceiling which causes the lowering benefit level, complementary measures are inevitable. From this point of view, the following issues were pointed out and analyzed: (1) increasing the public subsidies to the pension budget, (2) promoting the corporate/private pension plans, (3) introducing the minimum benefit for the low income pensioners through tax revenue, (4) raising the pension age.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、社会法学

キーワード：社会保障法 日独年金政策 公的年金のパラダイム・シフト グローバル経済 少子高齢化 年金支給開始年齢

1. 研究開始当初の背景

拠出制の公的年金を老後所得保障の中心に据えた日独両国においては、少子高齢化が本格化する一方でグローバル経済下での企業間競争の激化、経済の低迷と雇用・財政状況の悪化などの背景の下で、1990年代から2000年代にかけて、ほぼ同時進行的に年金制度改革が相次いで実施された。これにより、両国とも、年金保険料率の引き上げ、年金給付水準の引き下げないし抑制、支給開始年齢の引き上げ、公費投入の拡大などが行われてきた。

その決定的な到達点は、両国いずれにおいても2004年に行われた年金改革である。この改革を通じて、少子高齢化がピークを迎える将来の一定時期においても保険料負担が所定の上限を超えないことが目標とされ、ドイツでは年金持続可能性係数、日本ではマクロ経済スライドの導入により、これを実現するのに必要な限度まで年金水準を抑制することとされた。

こうして、長年にわたり公的年金制度の水準決定の主導理念であった年金の賃金代替率の指標に代わって、保険料負担限度の指標が制度設計の基本を決定するという、パラダイム・シフトが生じた。

このため、日本との共通性と相違点を明らかにした上で、ドイツにおける90年代以降の公的年金のパラダイム・シフトの軌跡とその方向性を検証することは、今後の日本の年金改革の方向性を確立していく上で多くの示唆を得られるものと考えられる。

本研究を開始した当時から現在までのところ、このような視点での実証的な国際比較研究は行われておらず、本研究の成果が今後この領域での議論の基礎となりうるものと考えられる。

2. 研究の目的

東西冷戦体制の終結と経済のグローバル化、国際規模での企業間競争の激化、少子高齢化の本格的な進行などが急速に展開した1990年前後から現在までのドイツの年金政策の軌跡を振り返り、2000年代初のパラダイム・シフトを生み出すに至った政治、経済、社会的な時代背景との関連を明らかにする。ドイツのこの時期は、戦後40年の民族の悲願であった東西ドイツの再統一と旧東ドイツの再建という困難な時代背景に加え、EUの形成と統合の深化の時期とも重なるため、その特殊な事情にも配慮しつつ、比較検討を行う。

その上で、具体的には次の内容を解明する。

統一ドイツにおける年金改革の軌跡と政治、経済、社会的背景

年金政策は、日本と同様、ドイツでも常に選挙に際して各政党が政策を訴える重要なイシューとなっており、90年以降、7回の連邦議会選挙を通じ、2度の大連立政権を含む4度の政権交代を経験している。そしてそれ

を通じて年金政策のパラダイム・シフトも批判と修正、そして確立のプロセスを歩んでおり、日本との比較を交えつつ、その軌跡を解明する。

パラダイム・シフトを引き起こした要因の分析

統一ドイツにおける四半世紀に及ぶ年金改革の到達点としてのパラダイム・シフトを引き起こした人口、経済、雇用、国際環境面での諸要因を日本との比較を交えて明らかにする。

新たなパラダイムの下での補完措置に関する考察

将来の保険料負担の上限設定を優先指標とする新たな制度設計の下では、必然的に年金水準の低下をもたらす、これが社会的に受け入れられるためには、いくつかの補完措置が不可欠となるため、その選択肢を考察する。

3. 研究の方法

ドイツの主要な年金改革については、法案の具体的な内容や改正の背景や趣旨、連邦議会・連邦参議院での審議や議会修正について、連邦議会資料を中心に多くの資料がある。また、連邦政府においても、それぞれの改革についての広報資料や、その基礎となるデータ、さらには将来15年間の年金財政の推計に関する年金報告が毎年秋に公表され、連邦議会に報告されている。このほか、連邦年金庁も多くの資料やデータを公開しているほか、研究者の論文など、文献資料・データが多く存在しており、その解析を通じて実体を明らかにする。

さらに、2012年には本研究による助成を得てドイツへの訪問調査を実施し、連邦労働社会省、連邦議会、年金専門家への訪問と資料入手、意見交換を行っており、そこで得られた知見をもとに、分析をさらに深めた。

4. 研究成果

(1) 統一ドイツの主要な年金改革の軌跡

本格化する少子高齢化と厳しさを増す経済・雇用環境の下で、21世紀にも安定的に持続できる年金制度を目指して1989年に行われた1992年年金改革は、57年改革以来の制度全般にわたる改革で、現在に至る統一ドイツの年金制度の出発点となるものだった。

しかし、皮肉なことにこの法案が連邦議会と与野党合意の下で成立したその同じ日に、40年にわたり民族を分断してきたベルリンの壁が崩壊し、翌年には民族悲願の東西ドイツの再統一が実現したが、これは同時に長く困難な旧東ドイツの再建過程の始まりでもあった。そのための経済・財政の負担や、この時期を境に急速に進展した経済のグローバル化、さらにはヨーロッパ共通市場の形成とEU統合の深化という時代の変化の激流の中で、その後四半世紀に及ぶ激しい年金改

革の挑戦が始まった。そして、この政権交代と年金改革の積み重ねの中から、年金制度のパラダイム・シフトと新たな方向性が明らかになってきた。

このため、まず、表1でこの間の主要な年金改革の流れを俯瞰した上で、その改革内容のポイントを述べる。

表1 統一ドイツの政権と主な年金改革

政権政党	首相 労働社会大臣	年	年金改革法	
CDU/CSU と FDP (1982-1998)	コール首相 ブリューム大臣	1989	「1992年年金改革法」	①
		1996	「年金生活への円滑な移行の促進のための法律」 「経済成長および雇用促進法」	②
		1997	「1999年年金改革法」	③
SPDと緑の党/ 連帯90 (1998-2005)	シュレーダー首相 リースター大臣 シュミット大臣	1998	「社会保険修正法」	
		2000	「障害年金改革法」	
		2001	「老齢資産法」 「老齢資産補完法」	④
		2003	「第2次および第3次改正法」	
CDU/CSU と SPDの大連立 政権 (2005-2009)	メルケル首相 ミュンテフェ リング大臣	2004	「老齢収入法」 「公的年金持続可能性法」	⑤
		2007	「公的年金支給開始年齢引上げ法」	⑥

1989年の「1992年年金改革」

2度に及ぶオイルショックとその後の経済の低迷と高い失業率、少子高齢化の進行などを背景に、安心できる年金制度の再構築を目指して実施された大改革である。その中核は、今後の負担の増大を被保険者、年金受給者および連邦政府が分担することにより乗り切ろうとするもので、保険料率の引き上げ、賃金スライドのベースを総賃金から手取り賃金に切り替えることによる年金水準の抑制、低下を続けてきた公的年金に対する連邦補助の比率を引き上げることである。

また、1972年改革で導入された支給開始年齢の弾力化や特例措置を是正し、段階的に65歳の基準支給開始年齢に引き上げる措置を講じたことも重要である。さらに、法律を全面的に現代化して社会法典第6編に編入したことの意義も大きい。

なお、この一連の改革により、将来の年金保険料率は、高齢化のピークである2030年において約26%と見込まれた。

1996年の2本の法律による改革：早期支給開始年齢の引き上げスピードの加速

東西ドイツ再統一後の1990年代に入っからの経済の停滞、財政状況の悪化と高い失業率を背景に、その要因となっていた中高年労働者の早期退職・早期年金受給の急増に対応するため、2本の法律により、1992年年金改革法による失業者、女性や長期被保険者に対する早期支給開始の是正の開始時期を早めるとともに、その引き上げスピードを大幅に加速する内容である。

また、この時期から、悪化する失業問題を背景に、40%を超える社会保険料負担について、賃金の追加コストとしての事業主の社会保険料負担の抑制・軽減と、それによる企業立地の場としてのドイツの地位を回復するということが政労使を問わず大きな社会的

な潮流となってきた点も、その後の展開に大きな影響を与えた。

1997年の「1999年年金改革法」

1996年改革が当座の問題に対応する改革にとどまったことに対し、さらに年金財政の悪化と年金保険料負担の上昇を抜本的に解決するために、キリスト教民主/社会同盟(CDU/CSU)が提案した改革案である。その中心は、年金算定式に「人口高齢化要素」を導入し、男女共通の65歳平均余命の伸び率の半分を年金スライド率から減じることにより、給付水準の抑制を図ろうとするものである。

この改革により、2030年の年金保険料率は約23%に抑制されるものと見込まれたが、他方でこれにより45年加入のモデル年金で、賃金代替率がネットベースで70%から64%に低下するとして、社会民主党(SPD)など野党はこの改革に強く反対した。

政権交代による前政権の年金改革の撤回と2001年の「老齢資産法」老齢資産補完法による年金制度のパラダイム・シフト

1998年秋の連邦議会総選挙により誕生した社会民主党と緑の党/連帯90による初の本格的左派政権は、その選挙公約通り、前政権の1999年年金改革の主要部分について実施を凍結し、それに代わるものとして2001年に「老齢資産法」など2本の法律により、重要な年金改革を実施した。

この赤緑政権と呼ばれる左派政権は、保守中道の前政権の改革に激しく反対してその改革案を撤回したが、結局は厳しさを増す経済・雇用状況と少子高齢化の進展に直面して、さらに厳しい改革案を断行した。

その中核をなすのは、将来の保険料負担の上限を設定し、それに合わせて年金算定式を改正して公的年金の給付水準を抑制するというもので、具体的には、将来の年金保険料率を2020年で20%、高齢化のピークの2030年で22%を超えないこととした。ここにおいて、年金の制度設計の主導指標として、賃金代替率から保険料負担水準への根本的なパラダイムの転換が図られた。

同時に、公的年金の給付水準の大幅な低下を補完するための措置として、公費助成付きの任意の民間保険の段階的な導入(担当大臣の名を冠した、いわゆる「リースター年金」と、低年金者に対する最低保障のため、「高齢期および障害者に対する基礎保障」を連邦一般財源により新たに導入した。

2004年の「公的年金持続可能性法」

2001年改革は、従来の年金政策の伝統を大きく変更するもので、それだけに、野党はもちろん、社会法や社会政策の専門家からの批判も強かった。また、この時期は景気低迷が続く中で雇用情勢の悪化もさらに深刻化し、早くも2004年には20%の保険料率の上

限を超える見通しとなった。このため、2002年から03年にかけて急ぎよ、スライド凍結措置、保険料賦課上限額の大幅な引き上げ、年金受給者の介護保険料の年金保険者による半額負担の廃止、連邦補助の削減の撤回など、当面可能なあらゆる措置を動員して保険料率の引き上げを19.5%に押さえた。

その上で、2004年の改正により、改めて将来の保険料負担上限の堅持を法律上確認するとともに、それを実現するため、持続可能性係数の導入により、さらなる年金スライド率の抑制を図った。これは、奇しくも同じ年の日本の年金改革で導入された、マクロ経済スライドとほぼ同様の仕組みである。

一方で、この措置による過度の年金水準の低下を防ぐため、「課税前の保障水準」として、平均賃金で45年加入の被保険者の課税前の手取り年金額が手取りベースの平均労働報酬に対する比率を指標として、これが2020年で46%、2030年でも43%を下回らない、という給付水準の下限が設定された。

2007年改革による67歳への支給開始年齢の段階的引き上げ

2004年改革の後も、経済の低迷と雇用情勢の悪化は続き、2004年と05年のGDPの対前年伸び率は、それぞれ1.2%と0.7%にとどまり、失業率は11.7%と13.0%と厳しさを増すばかりだった。このため、保険料率も2003年からの19.5%を07年から12年までは19.9%と早くも2020年時点での法定上限ギリギリまで引き上げた。

このような厳しい環境下で、2004年改正で設定された将来の保険料率上限と課税前の年金水準の保障条項の両者を両立させる道は、限りなく困難になってきた。そこで、05年から続く大連立政権下での政治的な安定を背景に、老齢年金の基準支給開始年齢を65歳から67歳まで引き上げる方針が野党の反対を押し切って一気に決定され、2012年から29年までかけて段階的に引き上げることとされた。

(2) 2000年代初めに生じた年金制度のパラダイム・シフトとその内容

年金制度の基本設計に当たって、賃金代替率などを用いた年金水準指標主導から保険料率指標主導へ、というパラダイムの転換は、ドイツにおいては90年前後からの長い間の年金制度の再構築の苦闘の中で、社会民主党と緑の党との本格的な左派政権下の2001年および04年改革によりもたらされ、その後の大連立政権あるいはキリスト教民主/社会同盟と自由民主党(FDP)との保守中道政権下でも確認、踏襲されてきた。このため、現在でもなお、左派党や年金専門家などの強い異論はあるものの、政治的・社会的には現在のところほぼ受け入れられ確立されつつあると評価できよう。

一方で、日本でも同じ2004年の年金改革

により、2017年以降、厚生年金の保険料率を18.3%で固定するという保険料水準固定方式と、それを実現する手段としてのマクロ経済スライドによる年金改定の抑制措置が導入された。日本での年金を巡る議論は、この前後から現在に至るまで、年金未加入の問題や年金記録の消失・不備など主に国民皆年金制度の執行面での問題が中心で、制度改正からすでに10年が経過するが、この間のデフレ経済下でマクロ経済スライドが一度も発効しなかったこともあり、このパラダイム・シフトが持つ年金政策上の意味や問題点、さらには支給開始年齢の引き上げの問題なども、あまり議論が深められずに現在に至っている。

(3) パラダイム・シフトを生み出した諸要因

少子高齢化の影響

ドイツも日本も近年では合計特殊出生率が1.3~1.4の状況が長く続き、世界でも最も低出生率の国に属する。他方で高齢者の死亡率は改善が進み、高齢化率は、ドイツが20.6%(2011年末)、日本が24.1%(2012年)と、少子高齢化が急速に進行している。

また、老齢年金の平均受給期間の長期化という形でとりわけ年金財政に大きな影響を与える65歳の平均余命も伸び続けており、ドイツでは最新の2009/2011年の死亡表によれば男17.48歳、女20.68歳であり、日本では2012年の簡易生命表によると男18.89歳、女23.82歳とさらに長くなっている。

さらに少子高齢化は両国とも今後一層進展することが確実に予測されており、ドイツでは、最新の2009年の第12次将来人口推計の中位推計によれば、高齢化率は、2020年には23.3%、2030年には28.8%にまで上昇すると見込まれている。同じ時期に、日本では、2012年将来人口推計の中位推計では29.1%から31.6%に上昇する見通しである。

両国の年金制度は、実質的に賦課方式の財政運営を行っているため、上記のような急速な少子高齢化という人口変動要因は直接にその財政に影響を与える。このような少子高齢化による年金財政の悪化とそれに対応した給付と負担のバランスの見直しの課題は、両国に共通している。

経済の低迷と雇用情勢の悪化

1990年10月の東西ドイツ再統一以降のドイツ経済は、92年から2013年までの間の実質国内総生産の対前年比で、最も高い年で4.0%(2010年)、最低の年でマイナス5.1%(2009年)、単純平均で年率1.4%と低成長が続いた。その要因には様々なものがあるが、2008年のリーマンショックに起因する世界的な金融・経済危機の影響はやむを得ないとしても、90年代はとりわけドイツ再統一に伴う巨額の財政負担とEU域内共通市場の形成と深化に伴う国際競争の激化が指摘される。

とりわけ社会保険料負担の重荷と雇用の改革が強く社会的に共有された 90 年代半ばと 2000 年代前半は、ほぼ 1%前後の成長率の厳しい経済環境が続いた。

この時期に経済の低迷が続いたのは平成初期のバブル崩壊による金融システムの危機と長期のデフレが続いた日本も同様であった。しかし、日本が雇用情勢の悪化を比較的短期間で克服できたのと比べ、ドイツではこの時期は全国でも 2 桁の失業率、とりわけ旧東ドイツ領では 20%を超える深刻な失業問題が続いた点が大きく異なる（図 1）。

ドイツでは、この失業問題の克服に向けて雇用改革が重大な社会的課題となり、企業立地の場としてのドイツの確保と、そのための賃金追加コストとしての企業の社会保険料負担の増加の抑制ないし軽減が喫緊の課題として取り組まれることとなった。



図 1 統一ドイツの失業率の推移

経済のグローバル化と国際的な企業間競争の激化

1990 年代には世界規模での経済のグローバル化が進み、企業の国際競争が激化した。ドイツではこのような世界規模でのグローバル化に加えて、EU 域内での環境の変化が大きな影響を及ぼした。EU は 1987 年の単一欧州議定書の発効に伴い、92 年末までに域内単一市場の形成が逐次進められ、さらに 2002 年には統一通貨ユーロが導入された。このような EU 域内統合の深化による単一共通市場の創出と共通通貨の導入は、否応なく EU 各国の企業間競争の激化と、それを通じた企業のコスト構造を照らし出した。

このような環境変化の中で、ドイツでは経済の低迷や雇用情勢の悪化の要因として、デンマークなどの税方式と比較した社会保険方式の事業主負担による雇用コストが競争上の不利益として強く意識され、その改善が論じられるようになってきた。

さらに EU の拡大により賃金の安い東欧諸国の加盟が広がる中で、ドイツの雇用コストが強く意識され、雇用を確保するためにも企業の社会保険料負担を抑制・軽減する必要性が広く社会的に認識されるようになってきた。

人口、経済、雇用環境の悪化による社会保

険料負担の増大

賃金追加コストとしての事業主の社会保険料負担の問題は、日本にも基調としては共通するものだが、とりわけドイツでは、日本とは異なり、伝統的に医療保険と介護保険への連邦補助の導入に否定的で、これらの給付に必要な費用はすべて保険料のみによってまかなってきたため、賃金上昇を上回る給付費の増加が必然的に保険料率の上昇をもたらしてきた、という制度的な要因も大きい。

その結果、1996 年時点で見ると、両国の社会保険料率は次の通りで、ドイツでは 4 部門合計した社会保険料率は 40%を超えており、日本の約 1.7 倍とはるかに高い水準にあり、その抑制・軽減が 90 年代以降の政策の最優先の課題として広く社会的合意が形成されていった。

	ドイツ	日本
年金保険	19.2%	13.58% (総報酬換算)
医療保険	13.4%	8.2%
失業保険	6.5%	1.15%
介護保険	1.7%	0.95% (2000 年、政管)
計	40.8%	23.88%

(4) 新たなパラダイム設定に伴う補完措置
年金の制度設計の新たなパラダイムの下では、保険料率の上昇の抑制と給付水準の低下を補うためのいくつかの補完措置が不可欠となる。以下では、主な補完措置について、ドイツで採用された施策を中心に、日本との比較を交えて考察する。

公費負担の拡大

拠出制の公的年金制度で、保険料の引き上げを抑制しようとするとき、まず考えられるのは公費負担の拡大である。これはドイツでも日本でも同様である。

ドイツでは、連邦補助が年金支出に占める比率は、1957 年年金改革が実施された当時には 31.8%あったものが、その後は低下の一途をたどり、89 年には 17.1%まで落ち込んだ。このため、既述のように、同年に制定された 1992 年年金改革では将来的に連邦補助を拡充することとし、実際にもその後逐次増加し、2000 年代を通じてほぼ 27%台で推移し、13 年では 27.2%となっている。

それでも景気の低迷と雇用情勢の悪化の下で、保険料率の引き上げを抑制することが困難になったため、1998 年 4 月から付加価値税率を 15%から 16%に 1%ほど引き上げ、これを追加的連邦補助の財源に当てた。さらに、99 年には年金保険料率を 20.3%から 19.5%に引き下げるため、鉱油税の引き上げなど環境税制改革による増税分がこれに当てられた。

同じような対応は、日本では基礎年金への国庫負担率の 3 分の 1 から 2 分の 1 への引き上げという形で実施され、2004 年の年金改正により 2009 年までに段階的に 2 分の 1 まで引き上げることとされ、2012 年の社会保

障と税の一体改革により、消費税率を 2014 年 4 月に 5%から 8%へと引き上げたことに伴い、基礎年金への国庫負担率の引き上げ措置も恒久化された。

他方で、ドイツは日本と異なり、EUが定めるマーストリヒト条約による通貨統合の参加基準である、財政赤字を対GDP比で3%以下に押さえることという枠組みがあり、EUの枢軸国として財政赤字の削減と財政規律の確保には強い意志を有している。このため、社会保険料の上昇を抑制するためとはいえ、連邦財源による財政支援にも厳しい限界があり、今後、経済雇用環境が悪化した場合に、両者をどのように調整するのか、できるのか、なお注意を要する。

企業年金・私的年金による公的年金の補完・代替

ドイツも日本も老後所得保障の中心は公的年金が占めているが、その公的年金の給付水準の低下が避けられない場合には、これを補うものとして、企業年金や私的年金の普及促進やそのための助成措置が講じられた点は共通である。

特にドイツの対応で注目すべきは、国の助成措置付きの積み立て方式による任意加入の個人年金、いわゆるリースター年金が創設された点で、これが日本の制度と根本的に異なるのは、公的年金の補完・上積みではなく、その一部を積み立て方式の個人年金により代替するという性格を有する点である。

この点については、現在に至るまで根強い批判があり、またリーマンショック以降の運用利率が予想を下回ったことも積み立て方式の弱点が露呈したとの指摘も行われているが、とりわけ低所得層に対して手厚い助成が行われていることもあり、助成措置の恩恵の大きな所得層を中心に 2002 年の導入以降加入者は増加し、12 年 6 月現在で契約件数は 1550 万件と一定の普及を見ている。

年金水準の低下に伴う年金制度外での公的保障の底上げ

ドイツでは 2000 年代初めの年金パラダイムの転換に伴い年金水準が低下すると、必然的に相対的な低年金層の水準も低下し、これに対する公的な支援措置が必要とされた。もちろん、ドイツでも最低生活保障のための社会扶助制度があるが、社会扶助の請求はある種のスティグマを伴い、親族への求償を避けるために社会扶助の請求を控える高齢者が少なくないと言われる。

このため、2001 年の老齢資産法では、その中に 1 章を設け、「高齢期と障害時のニーズに基づく基礎保障」を創設し、2003 年 1 月から実施した。これはその後、2003 年 12 月に社会扶助が社会法典第 XII 編に編入された際、その第 4 章として位置づけられた。

日本では、ここまで大規模な公的扶助の再編や改正は行われていないが、やはり低所得

者に対する措置として、社会保障・税一体改革における 3 党合意に基づき、低所得・低年金者対策として、消費税を財源とした給付金を支給する年金生活者支援給付金法が 2012 年に成立し、2015 年 10 月から施行することとされている点が注目される。

公的年金の支給開始年齢の引き上げ

ドイツでは、基準支給開始年齢はずっと 65 歳であったが、1972 年改正で失業者や女性、長期被保険者に対して 60 歳や 63 歳からの早期支給開始の途を開き、これにより早期年金受給・早期退職という、本来の高齢社会におけるあり方と逆行する流れができてしまった。このため、92 年年金改革でその是正措置が講じられ、96 年年金改革以降、その是正の前倒しとスピードが大幅に加速・是正されてきた。

加えて、保険料負担上限指標という新たな年金パラダイムの下で一定程度の給付水準を保障するという命題の両立が困難な見通しになったことで、最後の選択肢として、大連立政権下で、長い議論の時間をかけずに一気呵成に基準支給開始年齢の 67 歳への引き上げの法案を可決成立させた。

日本では現在 65 歳支給への引き上げが進行途上にあるため、さらなる引き上げについては公式の検討も始まっていないが、平均余命が伸びていく中で今後議論を避けては通れないものと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

田中耕太郎、統一ドイツにおける年金改革の軌跡とパラダイム転換、早稲田商学、査読なし、439、2014、31-60

〔図書〕(計 1 件)

田中耕太郎、他 3 名、法研、日独社会保険政策の回顧と展望、2011、327-344

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田中耕太郎 (TANAKA KOTARO)

山口県立大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：40275433